

令和7年5月16日から
令和7年5月16日まで

標 茶 町 議 会
第 2 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和 7 年標茶町議会第 2 回臨時会会議録目次

第 1 号（5 月 1 6 日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
広報委員会所管事務調査報告	4
報告第 1 号 専決処分した事件の承認について	5
報告第 2 号 専決処分した事件の承認について	7
報告第 3 号 専決処分した事件の承認について	9
選任第 1 号 常任委員会委員の選任について	11
選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について	12
議案第 3 5 号 財産の取得について	12
議案第 3 6 号 財産の取得について	15
議案第 3 7 号 財産の取得について	18
議員派遣について	20
日程の追加	21
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）	21
閉議の宣告	21
閉会の宣告	21

令和7年第2回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和7年5月16日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 広報委員会所管事務調査報告
- 第 5 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
- 第 6 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
- 第 7 報告第 3号 専決処分した事件の承認について
- 第 8 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
- 第 9 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
- 第10 議案第35号 財産の取得について
- 第11 議案第36号 財産の取得について
- 第12 議案第37号 財産の取得について
- 第13 議員派遣について
- 追 加 閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○出席議員（12名）

1番 深 見 迪 君	2番 櫻 井 一 隆 君
3番 本 多 耕 平 君	4番 鈴 木 裕 美 君
5番 鴻 池 智 子 君	6番 齊 藤 昇 一 君
7番 黒 沼 俊 幸 君	8番 長 尾 式 宮 君
9番 松 下 哲 也 君	10番 渡 邊 定 之 君
11番 類 瀬 光 信 君	12番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長 兼 管 理 課 長	牛 崎 康 人 君

総務課長	長野大介君
税務課長	石黒敬一郎君
農林課長兼 農委事務局長	村山尚君
住民課長	村山新一君
建設課長兼 水道課長	菊地誠君
教 育 長	青木 悟 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齋藤和伸君
議事係長	熊谷翔太君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（菊地誠道君） ただいまから、令和7年標茶町議会第2回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地誠道君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

8番・長尾君、 9番・松下君、 10番・渡邊君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長（菊地誠道君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（菊地誠道君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 第2回臨時町議会の開催に当たり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず初めに、本臨時会の招集理由であります。法令の改正に伴う条例の改正が必要となり3月31日付で専決処分をいたしました標茶町税条例の一部改正、標茶町国民健康保険税条例の一部改正について、また、4月7日付で専決処分をいたしました自動車事故の損

害賠償についてそれぞれご報告申し上げその承認をいただくとともに、財産の取得の議案についてもご審議とその議決をいただきたく、本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。令和7年第1回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

以上で、今臨時会に当たっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎広報委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第4。広報委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

深見君。

○広報委員会委員長（深見 迪君）（登壇） それでは広報委員会の調査の報告を行います。2年間にわたって行った内容であります。メンバーや委員長、副委員長の人選についてはお目通し願いたいというふうに思います。3番目の広報の編集・発行、これについては133号から140号まで8回の議会広報「しべちや議会だより」を発行いたしました。なお、このほかに令和6年の8月17日に議会広報研修会が札幌で行われましたが、全員参加して勉強してまいりました。発行の内容、頁数、その他については、この表のとおりでございますのでお目通し願いたいと思います。

委員会所見でございます。広報委員会が所見を述べる内容ではないかなというふうには思いましたが、びっくりしたのは、今回、過去に例のなかったような発言、質問が多く、8回発行したのですが、平均して17.5ページという議会だよりの発行の内容でありました。時には10ページで終わるような場合もありましたが、この2年間は非常に質問の件数、それから質問の人数も多くて、これは単純には言えませんが、議会の議論が活発になってきているのかなと、これは感想ですがそういうふうに考えました。

2点目の議事公開の原則に基づいて、議会がその運営や活動の実態をわかりやすく住民に知らせていくという義務の一端を果たすよう、私ども努力してまいりました。

編集ではレイアウトや見出し、写真などで工夫し、見やすい紙面づくりや用語の使い方、住民目線での広報づくりを心がけました。特に、一般質問の見出しを従来の横書きから縦書きにしたり、質問のリード文だけでなく各答弁にもリード文をつけて、読みやすくわかりやすい内容にしてまいりました。見出しとリード文を読むだけで記事の概要をつかむことができるようにいたしました。これは8月に札幌で行われた広報研修会の中で学んできたことで、みんなでこれはいいということで取り入れたものであります。

一般質問の見出しについては、常に議会事務局を通してこういう内容でこういうふうに

原稿を書いてほしいというふうに出しているのですが、何々についてとか、何々を問うとか、伺う、曖昧な表現ではなくて、質問の場合は何をどうするべきなのか、どうしたらいいのか、これがはっきりわかるような見出しを使うように心がけてまいりました。

なお、最後ですが、専門的な用語、議会用語については、町民の皆さんがわかるようにできるだけ注釈を入れて内容を説明するようにいたしました。

以上、2年間の広報委員会の調査、活動の報告であります。以上です。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、広報委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎報告第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。報告第1号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

税務課長・石黒君。

○税務課長（石黒敬一郎君）（登壇） 報告第1号の内容についてご説明いたします。

このたびの町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、令和7年度分課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、同日付で専決処分したものです。

改正内容につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う項の移動の整備、軽自動車税種別割の区分の改正、道路交通法の改正に伴う規定の整備などであります。

議案書1ページをご覧ください。

報告第1号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次のページをご覧ください。

専決処分書（写）

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料 6 ページ、報告第 1 号資料②をお開きください。

報告第 1 号資料②

区分、固定資産税、改正項目「1. 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出」で、関係条項は条例第62条の2第1項、改正内容は関係法令改正による規定の整理で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、番号法の条項にずれが生じるため規定を整備するもので、第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改めるものです。施行につきましては令和7年4月1日とするものです。

区分、軽自動車税、改正項目「2. 種別割の税率」で、関係条項は条例第81条第1項、改正内容は関係法令改正による規定の整理で、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴い、新たな排ガス規定への対応のため新基準原付バイクに係る軽自動車税種別割の税率について規定を整備するもので、第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの、年額2,000円です。

施行につきましては令和7年4月1日。適用は、改正後の第81条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

区分、軽自動車税、改正項目「3. 種別割の減免」で、関係条項は条例第88条第2項、改正内容は関係法令改正による規定の整理で、改正項目1及び改正項目2と同様の理由により、種別割の減免において申請する申請書の記載事項の規定の整備をするもので、第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第81条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加えるものです。施行につきましては改正項目2と同じです。

次のページをご覧ください。

区分、軽自動車税、改正項目「4. 身体障害者等に対する種別割の減免」で、関係条項は条例第90条第2項及び第3項、改正内容は関係法令改正による規定の整理で、マイナ免許証の運用開始に伴う道路交通法の改正による減免申請時の運転免許証の提示義務について規定を整備するもので、第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第

5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。施行につきましては改正項目 2 と同じです。

区分、入湯税、改正項目「5. 入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告」で、関係条項は条例第146条第 1 項、改正内容は関係法令改正による規定の整理で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、番号法の条項にずれが生じるため規定を整備するもので、第 1 項中「同条第15項」を「同条第16項」に改めるものです。施行につきましては改正項目 1 と同じです。

以上で、報告第 1 号の内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって報告第 1 号は承認されました。

◎報告第 2 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 6。報告第 2 号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

税務課長・石黒君。

○税務課長（石黒敬一郎君）（登壇） 報告第 2 号の内容についてご説明いたします。

このたびの国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令等が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、令和 7 年度分課税の事務処理上、国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、同日付で専決処分したものでございます。

改正内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額106万円から109万円への改正、

国民健康保険税の軽減判定所得の基準額の改正等でございます。

なお、本件につきましては、4月16日に行った第14回標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会において、承認をいただいておりますことを申し添えます。

議案書5ページをご覧ください。

報告第2号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをご覧ください。

専決処分書（写）

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

次のページをご覧ください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料10ページ、報告第2号資料②をお開きください。

報告第2号資料②

改正項目「1. 課税額」で、条項は条例第2条第2項及び第3項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、課税限度額を引き上げるものです。第2項ただし書き中、基礎課税額について65万円を66万円に、第3項ただし書き中、後期高齢者支援金等課税額について24万円を26万円に引き上げるものです。施行につきましては令和7年4月1日。適用は令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以下の改正項目につきましては、施行日及び適用は同じになりますので、説明を省略させていただきます。

改正項目「2. 国民健康保険税の減額」で、条項は条例第23条第1項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1と同様、基礎課税額の減額後の限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額の減額後の限度額を24万円から26万円に引き上げ、軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の算定方法の変更については、同項第2号の5割軽減の対象となる軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を29万5,000円から30万5,000円に引き上げ、同項第3号の2割軽減の対象となる軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を54万5,000円から56万円に引き上げるものです。

以上で、報告第2号の内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって報告第2号は承認されました。

◎報告第3号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。報告第3号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君）（登壇） 報告第3号の内容についてご説明いたします。

本件は、令和6年1月5日に発生した自動車事故についての専決処分であります。当該事故は、令和6年第1回臨時会において報告したとおり、公務のため運転中、当方車が対向車線にはみ出し、対向車と正面衝突し、対向車に乗っていた2名を負傷させたほか、相手方車両を全損させたものです。このうち運転手1名につきましては、負傷によりこうむった損害に対する賠償額が確定しましたので、4月7日付で専決処分をさせていただき、4月17日に一部示談が成立したところであります。なお、安全運転についてより一層の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の8ページと、議案説明資料の11ページをお開きください。

報告第3号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるというものです。

次のページにまいります。

専決処分書（写）

令和6年1月5日発生した自動車事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償するものとする。上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

損害賠償額699万9,917円、相手方の住所氏名につきましては記載のとおりでございます。

専決処分日は令和7年4月7日です。

資料のほうへまいります。

資料11ページでありますけれども、令和6年1月5日午後1時50分ころ、当方車が道道厚岸標茶線を厚岸方面に走行中、中茶安別交差点から約2.8キロメートル過ぎた地点の左カーブ終盤に対向車線にはみ出し、相手方車両と正面衝突いたしました。

損害賠償の額は、傷害による損害分として699万9,917円です。一部示談というのは、傷害、つまりけがによる損害と後遺障害による損害の2種類の賠償のうち、今回は相手方のご意向により、けがによる損害部分だけの示談が成立したということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。今後は後遺障害による損害分の賠償について、誠意を持って対処してまいりたいと考えております。

以上で、報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 本件については、けがによる分だと報告がありました。後遺症については今後ということなのですが、これ期限と言いますか、どんな形でこれを詰めていく予定ですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほど説明申し上げましたとおり、後遺障害による損害額が確定してから示談という運びになっておりまして、後遺障害の等級が決まり次第、速やかに決まっていくものと思われますけれども、ご本人または保険会社のやりとりの中で、場合によっては長引くこともあり得るのかなというふうに思います。

そういうことも踏まえながら、進め方として誠意を持って対処してまいりたいというのは、相手の話を聞きながら、しっかり早く解決に向けて向かっていきたいということです。ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって報告第3号は承認されました。

◎選任第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。選任第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任は、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、総務経済委員会委員に、1番・深見君、3番・本多君、6番・齊藤君、9番・松下君、10番・渡邊君、12番・菊地。続いて厚生文教委員会委員に、2番・櫻井君、4番・鈴木君、5番・鴻池君、7番・黒沼君、8番・長尾君、11番・類瀬君。次に広報委員会委員については、3番・本多君、5番・鴻池君、6番・齊藤君、7番・黒沼君、8番・長尾君、9番・松下君を指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前11時35分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議長から諸般報告を行います。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、ご報告いたします。

総務経済委員会委員長には齊藤君、副委員長には深見君。厚生文教委員会委員長には櫻井君、副委員長には鴻池君。広報委員会委員長には松下君、副委員長には長尾君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上で、諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時38分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎選任第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。選任第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、1番・深見君、2番・櫻井君、3番・本多君、4番・鈴木君、6番・齊藤君、9番・松下君、11番・類瀬君。

以上の7名の諸君を指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時51分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議長から諸般の報告を行います。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

議会運営委員会委員長には本多君、副委員長には深見君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上で、諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時08分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第35号

○議長（菊地誠道君） 日程第10。議案第35号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君）（登壇） 議案第35号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、クリーンセンター定期点検整備業務（後期）において使用する物品の購入であります。クリーンセンターの定期点検整備については毎年度、前期、後期の２回に分け実施しております。内容としましては、各種設備の法定点検のほか、消耗、摩耗状態や損傷状況を確認し、必要箇所については修理補修、また、設備内の清掃を実施し、焼却施設の安定的な運転、維持に努めているところであります。今回の物品購入については社会的な資材高騰、運送費の上昇などの影響を受け、使用資材納入の長期化が予測されることから、後期整備に必要な資材を購入するものであり、以下、内容についてご説明いたします。

議案10ページ、議案説明資料12ページをお開きください。

議案第35号 財産の取得について

町は、下記の財産を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

1 財産の種類、数量、ロストル20個、I T Vカメラ4台、接触ろ布142本、ろ過式集じん器用ダイヤフラムバルブ11個、混練機1基。2 取得の目的、標茶町クリーンセンター定期点検整備業務（後期）にて使用するため。3 取得金額4,169万円。4 取得の相手方、住所、千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1、W B Gマリブイースト30階、氏名、J F E環境テクノロジー株式会社、代表取締役 秋山裕久。

資料にまいます。

財産取得に関する資料

標茶町クリーンセンター定期点検整備用物品の購入であります。内訳は別紙一覧のとおり。入札年月日は令和7年4月8日。取得金額は4,169万円です。指名業者はJ F E環境テクノロジー株式会社の1社となります。納入期限は令和7年11月28日としております。備考の欄ですが、予定価格は4,180万円です。

次ページにまいます。

購入物品一覧、（1）ロストル20個。使用用途につきましては、焼却炉内の床に設置されている部品であります。（2）I T Vカメラ。炉内監視用1台、プラットホーム・ごみピット用2台、ごみ投入ホッパで1台の計4台となります。使用用途につきましては、設置箇所の状況確認に使用するものです。（3）接触ろ布、径155ミリメートル、長さ6,075ミリメートルの、予備10本を含めまして142本となります。使用用途としましては、焼却棟のろ過式集じん器の中に設置しているものであり、有害物質を外部に出さないようにするものであります。（4）ろ過式集じん器用ダイヤフラムバルブ11個です。こちらは接触ろ布に付着しているばいじんを払うための圧縮空気の制御バルブとなります。（5）混練機1基。こちらは飛散しやすい飛灰に薬剤を混ぜ固め、場外に搬出できるようにする機械でございます。14ページ以降につきましては、物品のそれぞれの詳細を記載しておりますのでご確認いただきたいと思います。

以上で、議案第35号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1 番（深見 迪君） これについては昨年でしたか、厚生文教委員会で、一昨年だったかな、視察に行ったときに、大分取りかえる時期が来ているのだという話は聞いていました。そこでいくつか質問したいのですが、取得の目的で定期点検整備業務にて使用するためという、この言葉の、国語的と言いますか、言葉の意味がうまくつかめないの、この辺ちょっと説明してほしいのだけど。要するに、上の財産が、耐用年数が過ぎているからということなのかということが1つと、それからこれについては少ない金額ではないので、何年ぐらい耐用年数があるのかということについて、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えさせていただきます。

まず定期点検整備用物品の購入といったところなのですが、冒頭ご説明申し上げたとおり施設の定期点検につきましては、毎年、年2回、前期と後期ということで行っております。従来であれば部品の調達も含めまして、前期は前期の期間中に調達をして修理・補修すると、後期については後期でやるという形ではあるのですが、昨今の資材高騰、また人材不足で運送費の上昇等を含めまして、これら後期の工事で使用する部材を、後期の工事をやるときに発注しては納期が間に合わないといった状況がございます。今回は備品の形で、この5月以降、契約をさせていただきまして、秋以降にやる後期の工事に物品が間に合うような形で物を調達していきたいという意味での購入というふうになってございます。

あと耐用年数等々のご質問もいただいておりますが、重複になるかもしれませんが、前期後期、整備を毎年行っておりまして、その中でダイオキシン等有害物質のある施設でありますので、普段はなかなか設備内の中の状況確認というのは難しいものですから、それは前期後期の工事のときに施設の稼働を停止して、そういった暴露対策をしながら中の状況を確認しているという状況です。そのときに次回以降の整備内容について、早まっているのか遅まっているのかといったところを確認しながら、安全運転に努めるというような状況になってございます。

今回、数量的に一番多い接触ろ布というものが142本購入予定になっておりますけれども、こちら全取っかえということで、施設稼働当初からかえておらず、今回、交換をするといったところで、こちらにつきましても内容を確認しながらやっている状況であります。いよいよもって耐用年数と言いますか損傷具合が激しいものですから、全部取りかえたいといったところで、今回、購入させていただくということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1 番（深見 迪君） 早い話がこの4,169万円、この程度のお金が毎年かかるということなののでしょうか、それとも何年かこれは使えと。物によって違うと思うのですが。その辺ちょっと状況を教えてください。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えいたします。

金額的なところは、要するに補修する場所、機材、資材によって前後します。今回は、大きなところでは先ほど言ったように接触ろ布を全部取りかえるといったところですが、同様にほかの部分、今回、手をつけないところで、今後、修理する部分は、それは前期後期の点検の中で確認しながらといったところなので、なかなか毎年かかるかどうかと言われますと、そこは現段階でははっきりと申し上げることは難しいのですが、いずれにしても施設の安全運行は、有害物質を外に出すわけにはいきませんので、施設が安定的に稼働できるような形で、かつ費用とかも抑えられる形で使える部品は1年でも2年でも長く使いながら、緊急を要する部品についてはその都度交換をしていくというような形で進めさせていただきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第35号は原案可決されました。

◎議案第36号

○議長（菊地誠道君） 日程第11。議案第36号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君）（登壇） 議案第36号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、車両の購入であります。最終処分場の埋め立て作業に使用しております平成17年製で20年が経過している車両が故障し、当初、修理を予定していたところですが、修理費が高額となることが判明したことから修理を断念し、新たに中古車両を購入するものであります。また、故障しました平成17年製の車両はブルドーザーでありましたが、最終処分場の作業効率を考慮し、油圧ショベルの中古車を購入するものであります。

以下、内容につきましてご説明いたします。

議案書11ページ、議案説明資料19ページをお開きください。

議案第36号 財産の取得について

町は、下記の財産を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

1 財産の種類、数量、油圧ショベル1台。2 取得の目的、最終処分場で埋め立てに使用するため。3 取得金額1,231万9,116円。4 取得の相手方、住所、帯広市西24条北1丁目3番4号、氏名、コマツ道東株式会社、代表取締役 中島良太です。

資料にまいます。

財産の取得に関する資料

住民課の油圧ショベルとして、令和元年製コマツPC128US-11を取得します。入札年月日は令和7年4月22日で、取得金額の1,231万9,116円から更新前の車両の引き渡し額22万円を差し引いた1,209万9,116円で契約しております。指名業者はコマツ道東株式会社の1社となります。納入期限は令和7年7月31日としております。備考の欄ですが、予定価格も引き渡し価格との差額で1,210万7,916円です。

次ページには車両の詳細を記載しておりますのでご確認いただきたいと思います。

以上で、議案第36号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 今、油圧ショベル1台、中古ということだったのですが、実際、新車購入との差額ってどれぐらいになりますかね。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えさせていただきたいと思います。

新年度の予算では、新車購入を見込んだ形での予算要求をさせていただきまして承認をいただいたところでございますが、新車購入の価格で言いますと2,514万3,000円でございます。対しまして今回の中古車取得価格につきましては1,231万9,116円となっております。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 平成17年購入のこれまで使用していた機械が故障してということ、機械の性質を考えると平成17年だから20年たっているのですけども、時間数もそんなに乗るものとは思わないのですが、そのところはちょっと置いておいて、高額になるというこの修理代自体はいくらの見積もりだったのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えいたしたいと思います。

もともとあったブルドーザーの修理の部分でございますが、当初、油漏れでエンジンがかからないといった状況で修理が発生しまして見積もったところ、油圧作業ホースの劣化による油漏れというような判断でありまして、ホースを8本、全て取りかえるというような形でございました。そのときには修理代71万5,000円ということで、それは直して使おうかといったところで動いてはいたのですが、修理作業中に新たにほかにも修理箇所が見つかったと言いますか、修理途中にエンジン内から金属片が出てきたといったところで、これはホースだけではなくてエンジン内部も故障箇所があるよというようなことで、ではそれを直す部分で見積もったところ約450万円程度、エンジンをばらして全て金属片を取り除いての作業となるのでそのぐらいかかりますよという概算見積もりの中で、平成17年の車両につきましても中古車でして、当時500万円弱で買っている車両でございますので同程度の修理代がかかるといったところでは、エンジンの中の金属片が全て取り切れるわけでもなく、動いてももしかしたら目の見えないところにまたあってですね、故障が発生する場合がありますというメーカーからの助言もいただきまして、今回、こういった購入の経過に至ったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） はい。もう1点、故障してしまったブルドーザーに関しては、町育成牧場でも多分PC30ぐらいの、同じぐらいのものを持っています。それから今回購入する油圧ショベルはPC128ということで、これも牧場ではPC120とPC128と2台持っていると思うのですね。あと建設課でも持っているのですが、そこでの使い回しというか、そういったことについては検討されたと思うのですが、実際どうでしょう。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えいたします。

ブルドーザー自体が故障になったのが昨年、令和6年の10月の時点で故障がありまして、先ほどご説明した経過のもと修理を試みたところで、その期間中、クリーンセンターの最終処分場についてもごみが搬入されていますので、当初予定していたならしの作業、重機を必要とする作業もちょっととまっている時期がありました。その間も牧場とも調整しながら、牧場の車両を何とかお借りして最終処分場の維持に努めていたところでございます。ただ、なかなかやっぱりごみの搬入状況、現地での作業タイミング、あと牧場からうまく車両が借りられるタイミングが結果としてはなかなか合わない部分があって、ないものは仕方がないのでうまくそこはぎりぎりの部分でやっていたけれども、通常の安定的な運営といったところを考えたときには、やはり最終処分場でも1台必要だといったところで、今回の購入に至ったというところでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号は原案可決されました。

◎議案第37号

○議長(菊地誠道君) 日程第12。議案第37号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長・菊地君。

○建設課長(菊地 誠君)(登壇) 議案第37号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は小型ロータリーの購入でございます。町が所有している昭和61年に購入しました小型ロータリー1台につきまして、更新を図るものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の12ページと議案説明資料の21ページをご覧ください。

議案第37号 財産の取得について

町は、下記の財産を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

1 財産の種類、数量、小型ロータリー(1.3メートル級)、1台。2 取得の目的、道路草刈り作業に使用するため。3 取得金額3,960万8,840円。4 取得の相手方、住所、北広島市大曲中央1丁目2番地2、氏名、北海道川崎建機株式会社、代表取締役 丹野司です。

資料にまいります。

財産の取得に関する資料

建設課の小型ロータリーとしてNICHIJ0のHTR88を取得いたします。入札年月日は令和7年5月9日で、取得金額は3,960万8,840円となっております。指名業者は北海道川崎建機株式会社とナラサキ産業株式会社です。納入期限は令和8年3月19日としております。備考の欄ですが、予定価格は4,013万5,916円です。

次のページから23ページにかけまして、車両の詳細を記載しておりますのでご確認ください。

以上で、議案第37号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今回、除雪兼用の草刈り機を買うということでございますけども、町として何台、今持っているのですか、この1台ですか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・菊地君。

○建設課長（菊地 誠君） お答えします。

除雪兼用の草刈り機と申しますのは、現有の1台でございます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 私もあまり詳しくわからないのですが、民間にも何台かございますよね。その民間のロータリーあるいは除雪機、草刈り機というのは、非常に古いもので、たまたま故障したりなんかして草も刈れないような状態にあるというふうに聞いているのですが、そこら民間も含めて、町で今使える状態にあるロータリーというか草刈り機は何台になるのですか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・菊地君。

○建設課長（菊地 誠君） お答えします。

現在、民間所有の標茶町に存在する草刈り機のロータリーは2社、それぞれ1台ずつ2台ございます。標茶町では現有の1台と先ほど申しましたが、現有の1台、昨年、故障により本来修理をして使うべきなのですが、先ほど説明いたしましたとおり昭和61年式の38年経過している古い車両で、メーカーに問い合わせしたところ修理ができないということでお答えをいただいております。なので今、標茶町では草刈り機というものは、動く草刈り機というものは所有していない状況であります。

（「わかりました」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） ロータリーとしては、除雪機としては使用しないということで間違いないですか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・菊地君。

○建設課長（菊地 誠君） お答えします。

機械そのものは、除雪ロータリーに草刈り機のアタッチメントをつけて使用するものでございます。除雪用のロータリーがもともとついているものでございますので、できるだけ有効活用したいと考えておりまして、購入後、次年度からになると思いますが、歩道除雪等にも利用して、できるだけ効率よく使っていきたいというふうに検討をしているところでございますのでご理解願います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） これまでも同じ形式のものでロータリーにアタッチメントで草刈り機、モアがついていたのですが、ずっとロータリーとしては使用してきていなかったのですが、今後は使用するかもしれないということですか。今回もし除雪用に使わないとしたら、例えばそういう自在式のモアというのは、トラクター用か何かもあるわけ

ですよね。ただ刈り幅がとか、あと右左の向きがとかあるのですけれども、それはどっち側にでも改造できるのですけれども、草刈り機専用で何かそういった廉価なものにということは何か検討したのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・菊地君。

○建設課長（菊地 誠君） お答えします。

当初、草刈り機、専用機ということも考えておりまして、議員がおっしゃったとおり草刈り機をアタッチメントだけ買ってほかの機械につけるというものも、制作すればいくらでもと申しますかあるのですけれども、やはりどちらにしても、高額になりますので、やはり冬期の除雪も含めて使いたいということもともとと考えておりまして、この草刈り機の選定に至ったということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） すみません。一応、確認ですけれども、モア自体はアタッチメントとして追加でつくわけですよね。モアの値段というのを参考までに教えてください。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・菊地君。

○建設課長（菊地 誠君） お答えします。

詳細な金額は見積りの内訳になってしまいますので申し上げることはできませんが、おおむねの金額で、アタッチメントそのものだけで600万円程度となっております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第37号は原案可決されました。

◎議員派遣について

○議長（菊地誠道君） 日程第13。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにいたしたいと思いをします。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定をいたしました。

◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

先ほど設置されました、議会運営委員会委員長から閉会中継続調査の申し出がありました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、閉会中継続調査の申し出を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎閉会中継継続調査の申し出

○議長（菊地誠道君） 閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和7年標茶町議会第2回臨時会を閉会いたします。

（午後 1時43分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 8 番 長 尾 式 宮

署名議員 9 番 松 下 哲 也

署名議員 1 0 番 渡 邊 定 之